

郷土室だより

第90号

平成7年12月26日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地1-1-1

電話 3543-9025

刊行物登録番号 07-042

中央区の「橋」

(その1)

◇ 両国橋

現在の中央区の北東部の東日本橋二丁目から墨田区両国にかかる両国橋は、その名のとおり武蔵国と下総国の二つの国の境になっていた「浅草川」にかけられた橋の名でした。やがて貞享三年（一六八六）三月に、江戸の発達・拡大とともに江東地区を含む「利根川」（現在の中川に相当します）以西を下総国から武蔵国に編成がえされました。

ですから、その時以後、正確には「両国」橋ではなくなりましたが、現在まで両国橋の名は続いています。

この橋がかけられるようになった直接の原因は、江戸市街の大部分を焼き尽した明暦大火（明暦三年一六五七一月一八日出火）でした。この火事で逃げ場を失った多くの市民が、浅草橋一帯で無残な犠牲になったこと。

もうひとつは、大火後の復興計画で、本庄川本所を足がかりに江東地区を都市化する目的があったためです。

幕府は大火の翌年の明暦四年七月



『中央区沿革図集』〈日本橋編〉P42より

一六日に二人の旗本（大番の坪内藤右衛門公定と同じ芝山権左衛門好和）を、「本庄両国橋奉行」に任命しました（この任命の日から一週間後の七月二三日に明暦の年号は万治と改元されました。また本庄とは今の本所のことです）。

奉行任命から約一年一か月後の万治二年（一六五八）八月一日に、まず「深川」へ渡る仮橋ができました。そしておそらくは同時に工事が進行していたと思われる本橋が、その四か月後の一二月一日に完成しています。

これを幕府の公文書である『厳有院殿御実紀』（俗称は「徳川実紀」。各將軍ごとの事績を記録したもので、正式には各將軍の戒名をタイトルにしました。厳有院とは四代將軍家綱の戒名です）には、つぎのように書いてあります。

十三日〔万治二年〕一六五九
 十二月 此日 浅草川新架
 ノ橋成功し、名づけて両国橋
 といふ。

廿四日〔寛文元年〕一六六一
 三月（中略） 両国橋奉
 行せし 大番頭芝山権左衛門
 和次、時服羽織を給ふ。

つまり芝山は家綱將軍から「時服」と羽織を褒美にもらったことが記録されています。この褒美の貰い方は当時の旗本としては、最高のほめられ方でした。

それはさておき、両国橋の規模は当時の記録では幅四間（約七・二七二m）、長さ約九四間（約一七〇・八九二m）だとあります。

◇いつ完成したのか？

ところが同じ幕府の公文書である当時の『町触』（町奉行が町人に対して公布した法令）には、両国橋は「万治三年子年（一六六〇）より普請に着手し、翌丑年（寛文元年一六六一）に出来た」とあります。

『町触』だけではなく、その八十二年後のこれまた公文書である『両国橋掛直御修復書留』や『両国橋東西広小路書留』・『享保撰要類集』、さらには『文政町方書上』といった記録も、いいあわせたように「寛文元年に初めて出来た」と書かれています。公文書がこの有様ですから民間の地誌を見ますと、寛文元年説を

とするものは『府内誌残編』だけで、万治二年説は『参考落穂集』・『江戸名所図会』・『事跡合考』など。

万治三年説は『葛西志』・『再校江戸砂子』・『玉露叢』などがあります。

これを絵で見る資料としては、当館が発行した『中央区沿革図集』（『日本橋篇』）に入っている『御府内沿革図書』の《通塩町緑橋辺より浅草橋御門迄大通南側元谷之蔵辺之部》（同書四二ページ）を見ますと、幕府の「道奉行」の認識では両国橋は「寛文元年（一六六一）初架・天和元年（一六八一）流失・元禄九年（一六九六）再架」ということになっています。

◇仮橋と本橋
 どうしてこのような違いが起きたのかを考えてみますと、はじめに書いたように本橋建設の準備のために仮橋を完成させた年、つまり二人の旗本が「橋掛け奉行」に任命された翌年の万治二年にまず仮橋ができ、その二年後の寛文元年に本橋が完成したのですが、仮

橋と本橋の完成年月日が混同されたために、多くの記録の上でも混乱が起きたものと考えられます。

なお『中央区沿革図集』（『日本橋編』）にはこの仮橋と本橋の位置を明確にしめす図もあります（同書四二ページ、本号の表紙参照）。両国橋はこれから述べるように、何回も火災や洪水による被害を受けています。そうした被害の復旧の際には、必ず仮橋をつくってから工事をしています。

橋がない時代には渡し船に頼っていたのが、いちど橋の便利さを知ってしまうと、復旧や改架工事の時に渡し船を利用すれば、費用が安くあがると思われるのですが、再び渡し船の利用にもどらず、仮橋を造ってそれまでの往来（交通）事情のあり方を確保している点が、おもしろいところです。

◇橋の被害と復旧

この寛文元年にできた最初の両国橋は、その十九年後の延宝八年（一六八二）閏八月六日、江戸を襲った台風で半分流されてしまいました。

この台風の様子は、

昼より黄蝶かずしらず、むらがり飛で、夜におよんで散せず、まして武家商屋傾覆すること数しらず、地震ひ海鳴ること甚し。芝浦のあたりより高潮をしあげ、深川、永代兩國辺、水涯の邸宅民家悉く破損し溺死のもの多し

(後略)
〔常憲院殿御実紀〕

という惨情の記録があります。さらに『江戸学辞典』(至文堂刊)の年表には、

(前略) 家屋を吹倒すもの三
四二〇余戸、海嘯、本所・浜町・霊岸島・鉄炮洲・八町堀・木挽町・築地・芝等を浸し、溺死者七〇〇余、濡米二〇万石を出す。また兩國橋を破損す。

とあります。この時の兩國橋の被害は「満水にて半分流レ候に付き」とありますが、この「半分」の箇所は記録にはありません。

それはさておき、幕府はこの災害の五日後の閏八月十一日に、再建事業の第一歩として「兩國橋懸直奉行」に船越左門爲景と松

平采女忠勝の二人の旗本を任命しました。同時に上州沼田城主(群馬県沼田市)の真田伊賀守信利に、橋材の調達を命じました。

この命令の内容は真田信利の領地から、兩國橋架橋の木材一切を伐り出させ、それを兩國の工事現場まで運ぶ役務ももちろん全部の費用は真田の負担でした。

戦国乱世の中から天下統一をした信長・秀吉・家康の時代から、この三人の「天下人」はその配下の大名に戦争に必要な武力の提供を義務づけました。これが軍役です。

同時に天下人の城や城下町、治水工事などの土木・建設事業を「天下普請」の名で義務づけたのです。天下人が命令した工事だから天下普請、これを大名側の表現では「御手伝普請」、法的には「助役」と呼ばれました。

江戸時代に限っても江戸城・名古屋城・大坂城・日光東照宮などをはじめ、利根川・淀川・木曾、長良川といった主要河川の治水工事も、すべて幕府が動員した大名によって施工されました。

府は工事の仕様や、分担箇所の決

定や、工事の監理や監督のための奉行を、幕臣の中から任命しましたが、実際の工事のための資材・その運搬・建設費のすべては、各大名の「全額負担」で行われたのです。

したがって兩國橋の改架だけではなく、災害復旧のほとんども天下普請だったので。

それにしても天下普請は規模の大小にかかわらず、必ず複数の大名が動員されたのですが、この時の兩國橋用の材木の調達が真田家一家だったのは珍しい事でした。

◇改架工事のうちわけ

まず二人の奉行は江戸市中に限らず、広く「町人」全部に対して、概略つぎのような『町触』を町奉行一町年寄を通じて布告してもらいました。

○十月二十五日(延宝八年)

〔公告〕

①新規掛け直し工事材料一式

②仮橋一式(幅三間)

③御材木蔵の一部(注||当時の

の浜町にあった幕府の材木蔵)を削り、仮橋までの道

路と木戸と橋土橋(現在でいう橋台地のこと)・竹垣と惣地形(それらに関するすべての土木工事のこと)

④古橋の流れ残りの材木の払下げ

この四項目のそれぞれについて請負・払下げを希望する者は、二十七日から晦日(二十八日)の二日間のうちに、奉行宅で仕様書を寫し取り、十一月八日までに敷金(保証金か)を持って入札すること。

というものでした。このような

「民間活力」の利用とは別に、①の内容を改めて考えると、橋に必要な木材だけは真田が負担するけれど、その木材を加工し橋梁に組み立てる作業一切という意味だったもので、そのために①の工事の項目の原典には「兩國橋御掛ヶ直シ一式之事」とあって、②の「仮橋一式之事」と区別しているわけです。②の場合には材料と工事を含めた表現でした(延宝八年十月廿五日『町触』)。

現存する諸記録には、残念ながらこの四項目の工事・払下げの入札状況や落札者については、全く

ふれたものがあります。

◇木材が来なかった！

残された記録を読んで行くと、全く意外な事情が展開されます。入札の締切りが十一月八日ですから、おそらくは延宝八年の暮からか、または延宝九年に入ってから飯橋工事が始められたと考えられます（延宝九年〓一六八一〓は九月十九日に天和と改元されています）。

ところがその記録には天和元年十一月、つまり工事入札の締切後、約一年たった時点で十一月一日には二人の両国橋普請奉行は職をやめさせられて閉門（自邸内で身をつつんでいること）を命じられています。

（五訂増補）『常憲院殿御実紀』には、つぎのように書かれています。比較的読みやすいと思えますので、原文のまま紹介することにします。

（一）内は引用者

上野国沼田城主真田伊賀守信利 所領三万石没入せられ、出羽山形に配流、奥平小次郎昌章に召預らる。是は両国橋

構築助役し、をの封地より橋材を採りけるが、ことの外

遅緩せしのみならず、日頃身の行正しからず、家人領民を苦使する聞えあるをもてなり。其子弾正小弼信就、父の

罪により、是も播磨の赤穂にながされ、浅野内匠頭長矩にあづけられる。この伊賀守信利は、故の河内守信吉の子なり。信吉早くうせければ、祖父伊豆守信之が致仕のとき、

その身の所領をば次男大内記信政にゆずり、信政が領せし沼田三万石を信利にあたへ、

明暦二年十二月廿六日叙爵し、けふ罪蒙りて、元禄元年（一六八八）正月十六日配所にてうせぬ（後略）

◇町人との約束

これを同じ時期の『御当代記』という史料で見ますと、

（前略）両国橋之材木を伊賀守領上州沼田より滞り無く出し渡し候事と、両国橋御請合申候町人と約束致し、金子を請取候て、材木をば出し申さず候故の科也。

身分制度が嚴重な当時でも、たとえ大名と「ゼネコン」業の町人の間の契約であつても、大名側がその契約を守らなかつたり、詐欺行為をすると、本人はもちろんその子から事務責任者（この時は家老が二名）合計四人が罪人となつて「流され」たのです。真田三万石の多数の家臣たちも一度に「失業」したことはいうまでもありません。

また信利を山形に預かつた奥平小次郎家は幕末まで現在の築地五丁目に広大な屋敷を持っていた大名でしたし、信利の子の信就を預かつたのが、いまの明石町の一郭に屋敷を持っていた、あの浅野内匠頭でした。まさかこの二〇年後に、自身が即日切腹させられるという罪を得ようとは、夢にも考えられなかつた事でしょう。

◇飯橋十五年

このような事件のために、結局本来の両国橋は再架されずに、飯橋のまま利用されて、十五年後の元禄九年（一六九六）に元の所に本橋がつくられました。

この異常に長い飯橋の期間の理由は、たんなる財政上の理由ではなく、明暦大火後の江東地区の都市再開発の方針が、大幅に変化したことであつたようです。

真田事件の翌年の天和二年（一六八二）一月二八日には「お七火事」で有名な大火事が江戸の約半分を焼いています。私が史料を読んだ限りの印象でいいますと、明暦大火の復興でやっと江戸市街がある程度「見られる」程度になつた矢先の大火で、その影響は明暦大火より大きかつたようです。

そのことを反映して、両国川以東の都市開発は止み、江東地区に配置された大名・旗本は、江戸側に呼びもどされています。このようなことが「飯橋十五年」の原因だったので。

それにしても飯橋が、多くの災害の中で十五年も保つたのは、当時の架橋業者の「心意気」を見る思いがします。

（つづく 鈴木理生）